

## グループホームの課題と今後について

### I 経過

障害者の地域生活実現のために1985年（昭和60年）、運営委員会型はA型、法人型はB型としてグループホーム制度はスタートした。当時としては重度の方も入居できるなど画期的な制度であったが、特にA型グループホームの運営費は大きな伸びをみせていない。その間、国の制度は支援費制度、自立支援法など急速に変化し、運営費についてはA、B型間の格差はひろがりつつある（別添資料1参照）。

また、障害者や家族の参加を得て運営されるA型グループホームの良さは高く評価されつつも、運営を主に担う者の高齢化など継続性をどう確保するかも大きな課題となっている。

これらに加え、職員の確保や育成といった課題もあり、横浜市グループホーム連絡会はA型グループホームの今後について、次のような方針を出している。支援センターとしてはグループホーム連絡会が出した方向性を基本的に支持し、その支援を目指していく予定。

#### グループホーム連絡会の方針<2009年（平成21年）4月20日提案>

- 1 一運営委員会一グループホーム運営では、将来にわたり安定した運営をはかることは困難であり、4～5ホームで運営委員会を一つ（連結・連合）にし、その基盤強化をはかる。
- 2 その後、場合によっては法人化を進め、今後3年くらいの間には、国制度に移行することも運営委員会で検討する。

#### A型グループホームの運営状況

#### 2009年4月現在

1 運営委員会1グループホーム運営	22 委員会	5 グループホーム運営	1 委員会
2 グループホーム運営	11 委員会	6 グループホーム運営	1 委員会
3 グループホーム運営	6 委員会	7 グループホーム運営	1 委員会
4 グループホーム運営	1 委員会		
5 グループホーム運営	1 委員会		

A型グループホーム 43 運営委員会・84 箇所

B型グループホーム 295 箇所

また、一方2007年（平成19年）実施した「入所施設待機者調査」ではグループホームへの圧倒的なニーズが明らかになり、グループホーム連絡会など三連絡会は横浜市に対してグループホームの今後のあり方について次のように要望した。

### 三連絡会の要望 < 2009年(平成21年)2月提出。別添資料2参照)

- 1 入居者を支える相談体制のあり方について
  - ・一次相談支援機関と支援センターの役割を分担し、グループホーム入居者を支える仕組みを。
  - ・一次相談支援機関とグループホームは別法人の体制を。
  - ・各区自立支援協議会にグループホーム部会の設置を。
- 2 特に精神障害との重複障害がある方への医療体制整備を。
- 3 すべてのグループホームに第三者の目が入るモニター体制を。
- 4 入居者の高齢化、重度化に対応するために、高齢の方のグループホーム、重度の方のグループホームといった目的別のグループホームにしない方向性を。
- 5 入所施設から地域生活へ移行するために
  - ・入所施設入居者の意向調査を。
  - ・市外施設に入所している横浜市民の調査を。
  - ・体験型ホームの整備を。

## II 現場の課題 (支援センターのまとめ)

支援センターが把握している課題は概ね次のとおりであるが、今国会に提出されている自立支援法改正案等の動向によっては解決の糸口が見出される部分もあると思われる。

### 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要 厚生労働省 2009年(平成21年)

#### 3・31国会提出 (別添資料3参照 \*以下、関係するポイントを抜粋)

- 1 発達障害者も対象に。
- 2 「障害程度区分」を「障害支援区分」とし、障害の多様な特性を踏まえた抜本的な見直し。
- 3 相談支援体制の強化。
  - ・地域移行、定着についての相談支援の充実。
  - ・サービス利用計画案の作成後に支給決定を。
  - ・サービス利用計画作成の対象者を拡大(今までは重度障害者等に限定)。

#### 告示

身体障害者が国のグループホーム、ケアホームの対象に。

#### 1 運営の基盤

##### (1) 人材の確保

- ・宿泊勤務、低賃金など人材が集まりにくい。
- ・ベテラン職員の確保(雇用維持)が困難。

##### (2) 職員の体制、育成

- ・スーパーバイズの体制がとりづらく、支援内容、ノウハウの共有化、向上がされにくい。
- ・少数グループホーム運営では職員集団が小さく、職員の退職等が続くと、支援の継

続性、ノウハウの引継が困難になる。

- ・夜間、1人勤務であることが多いため、常に職員に重責がかかっている。

### (3) 365日体制と運営費不足

- ・現状の運営費では、365日体制が困難。(日中活動の場と比較して、日数だけでも1.5倍の支援体制が必要。時間数にすると2倍強。)
- ・特に夏・冬休み、ゴールデンウィーク、土・日・祝日等における日中支援の人材・予算の確保が困難。

### (4) NPO法人、運営委員会の場合、総務部門の基盤が脆弱な場合が多い。

- ・労務、会計(総務部門)を担う事務局体制が強化できない。

## 2 支援の質

### (1) 個別支援計画の遂行

- ・ケアマネジメントの仕組みがないため、個別支援計画の作成と客観性の確保、遂行に関する体制が不十分であり、責任の所在も不明確。
- ・「管理者(=総務を担う者)」と「サービス管理責任者」の役割分担ができる体制にはない。

### (2) 密室化しやすい

- ・現在、A型と希望するB型グループホームには、支援センターのモニターが入っているが、1ホームあたりの頻度を増やしたり、B型グループホームへ移行したところへの展開には限界もある(モニター委員の拡充や予算)。
- ・第三者評価を利用するにも、費用負担があること、またグループホーム側から実施機関を選んで依頼するという点で客観性にかける。また、改善に向けたフォローのシステムがない。

### (3) リスクマネジメントの必要性

- ・これまで取り組みつつある災害時の対応、また現在早急に取り組まなければならないインフルエンザ流行時の対応等リスクマネジメントの体制整備が必要である。

## 3 周辺の制度

### (1) 労働関連規約との整合性

- ・現状、多くのA型グループホームで採用している変形労働時間制にも、休憩時間のあり方などグループホームによっては課題がある。
- ・断続的労働が採用できるグループホームは、入居者の障害が比較的軽く、身辺自立しているところに限られる。

### (2) 消防法改正、バリアフリー法など設備基準などが厳しくなった。

### (3) ヘルパー利用

- ・現在、ヘルパーの主な役割は入居者個別の身体介護だが、職員体制がひけない日中、入居者がいる場合、食事作り等家事支援の利用ができない。個別支援計画に盛り込

めば、日中も家事支援ヘルパーが利用できるなど柔軟な仕組みが必要である。

(3) 生活保護の他人介護料

- ・他人介護料については、他法優先のため、自立支援法の居宅介護サービス利用が優先されるが、居宅介護サービスは、時間の制約など使い勝手に不便さがでてくる。

#### 4 仕組み

- (1) グループホームの入居に関する相談システム、キーステーションが不十分。
- (2) ニーズに応える運営母体の量的な限界。
- (3) 市のグループホーム要綱改正に関すること。

**\* 市の要綱改正（下線部分追加）**

第2条 グループホーム等の設置運営主体（以下「設置運営主体」という。）は、障害者の支援に関して相当の経験と実績を有する者で、次の各項に該当するものとする。

2 グループホームの設置協議を行う時点で、第一種社会福祉事業、障害者自立支援法に定める障害福祉サービス事業、地域生活支援事業又は本市において地域作業所若しくは運営委員会型グループホームを3年以上実施している者

(以下、省略)

- ・趣旨は理解できるものの、支援センターの従来の方針とは異なる方向。日中活動の団体がグループホームを直接運営するには段階的なステップが必要。また、グループホームの運営母体が足りない中で、そこに拍車をかける結果となりはしないか。

### III B型へ移行する場合の課題

1 日払い、後払い制

- ・事務量が増え、運転資金の調整が必要。

2 障害程度区分

- ・区分認定が、必要な援助量と符合しない場合がある。

3 サービス管理責任者（※役割：個別支援計画の作成・遂行と上限管理）

- ・一定の経験、研修受講が必要で、担い手が少ない。
- ・研修の開催回数が少なく、変更等が生じた場合対応できない。
- ・入居者30人に1名という配置では、役割が果たせないのではないか。
- ・職員との兼務が可能のため、実際、兼務が多く、負担が大きい。

4 上限管理

- ・事務体制が整わない現場での上限管理は困難。

5 介助負担金

- ・A型からB型への移行時、運営費はアップする場合でも、入居者が負担している介助負担金を徴収できなくなるため、結局は全体の収入がさがってしまう場合もある。

6 身体障害者のグループホームの今後について